



れんごう ふくおか

No. **310**

RENGO FUKUOKA

2016年6月13日発行
発行：日本労働組合総連合会福岡県連合会
発行人：西村芳樹 編集人：上野茂伸
〒812-0025 福岡市博多区店屋町6番5号 小松ビル
TEL.092-283-5529 FAX.092-283-5611
連合福岡のホームページ
<http://www.rengo-fukuoka.jp/>
連合福岡のメールアドレス
info@fukuoka.jtuc-rengo.jp

「古賀ゆきひと」候補、ラストスパート!!



総決起集会 福岡会場



総決起集会 北九州会場



第24回参議院議員選挙において連合福岡推薦の「古賀ゆきひと」候補は、各構成組織や各地域協議会の集会やイベントの他、県内各地の行事への参加や朝の通勤時間帯の駅での辻立ちなど、精力的に活動を展開しています。

5月21日に北九州市で、22日には福岡市で開催された「古賀ゆきひと総決起集会」には、両日で1,200人を超える支持者が集まり、連合福岡各構成組織の組合員およびそのご家族の皆さんにもたくさんの参加をいただきました。

今後は、7月10日の投票日に向け、ラストスパートで県内各地を走り抜きます!!

12名の比例代表候補とともに、「古賀ゆきひと」候補の必勝に向け、最後まで皆さんの力強いご支援をよろしくお願い致します。



ついでと 告意〜問

「日本型ボランティア」

この言葉を今回熊本ボランティアに行ったときにふと耳にした。阪神淡路大震災が「ボランティア元年」とされ、日本型ボランティアと呼ばれる新たな考え方が生まれたという。そもそも、ボランティアには三原則と言われる言葉があり、それは「自主性」「社会性」「無償性」の3つ。つまり、ボランティアに参加するには「自己完結」が必要であるということ。

今回の熊本ボランティアでは、被災された方々が感謝

の気持ちとして貴重な水や食料を分けてくださった。東日本大震災でも同じように感謝の意を表していただいた。このよう形のボランティアは、海外では見られない様子だという。連合のベースキャンプでも肥後・有明地協の事務局長が「みなさんが気持ちよく休んでもらうために」と気を遣っていただいた。

6月末で連合のボランティアは終結する。被災地の一日も早い復興を祈らずにはいられない。今後、隣接する県に住むものとして、地震の怖さを知ったものとして、今後も繋がっていきたい。

2016春季生活闘争 連合福岡の現状について（5月末）

交渉経過

交渉において経営側は、経済の好循環実現に向けた社会的要請には理解を示し、また人手不足感の強まりを考慮しつつも、経営環境の先行きに不透明感が増していること、足下で収益改善にかけりが見られること、過去2年間の賃上げもあり賃金水準は相応な水準となっていること、などを挙げてコスト論に固執し、賃上げに対しては厳しい態度を示してきました。対して組合側は、マクロでみた賃上げの必要性や人手不足下における「人への投資」の必要を粘り強く主張し、結果、多くの組合で成果を上げる回答を引き出せています。

回答内容

人手不足に関わる問題が顕在化する中、3年連続して「月例賃金の改善」の回答を引き出すことができている。また、5月末までの平均賃金方式における賃上げ集計結果では、300人以上47組合の賃上げ率に対し、300人未満の98組合の賃上げ率が0.13ポイント上回り、約20年ぶりに大手と中小の賃上げ率が逆転しており、中小労組の健闘が窺える結果となっています。また非正規労働者の賃上げは、時給で昨年を上回る回答を引き出すことができ、雇用の安定や処遇改善についても、前進した回答を引き出せています。職場における男女平等の実現の取り組みにおいては、事業主行動計画の策定が義務化（民間企業は301人以上が義務化）される女性活躍推進法関連の取り組み、「総実労働時間の縮減」「仕事と生活の両立支援」「男女間賃金格差の是正」など、多くの組合が成果を引き出しています。

5月末での現状について

2016春季生活闘争では、日本経済の「デフレからの脱却」と「経済の好循環実現」をめざし、すべての働く者の賃金の「底上げ・底支え」「格差是正」の実現をはかるべく、賃上げの継続を求めて交渉を進めてきた結果、多くの組合が連合福岡の方針に沿った取り組みを進め、一定の成果を上げています。

5月末時点における解決組合は約7割であり、いまだ取り組みが継続中ではありますが、「月例賃金の引き上げ」にこだわる取り組みを進めた結果、3年連続して賃上げが実現できたことは大きな成果であり、この流れを未解決組合に繋げていくことが重要です。

「企業規模間格差の是正」は中小組合の頑張りにより進展が図られましたが、中小企業の賃金水準は未だ低位にあり、「賃金制度」や「定期昇給制度」の整備が課題として残っています。

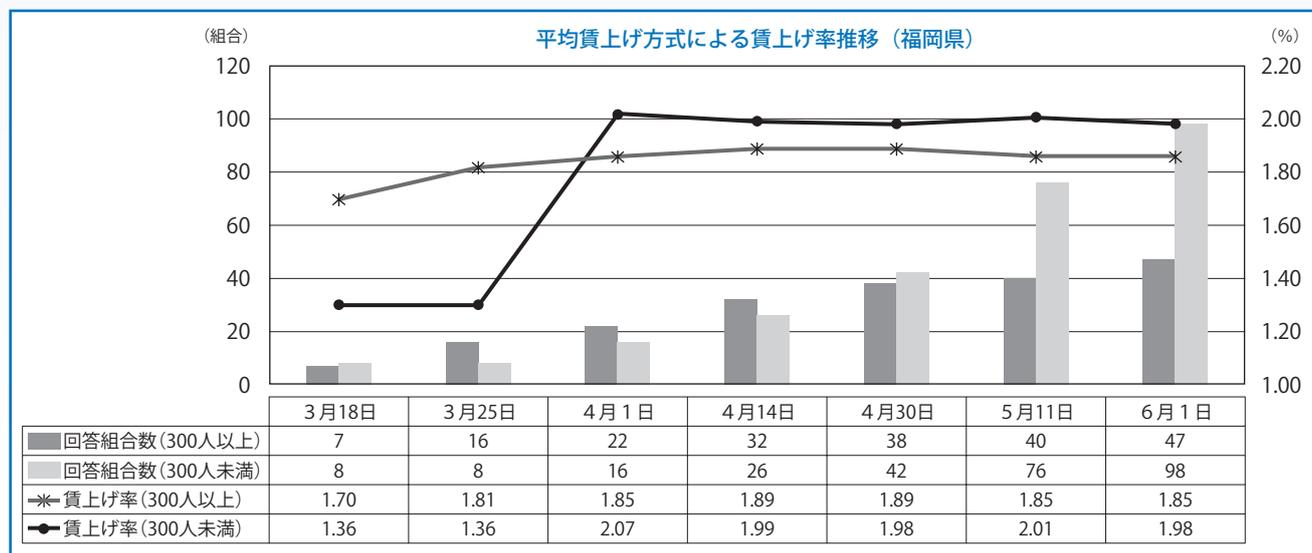
非正規労働者の賃金改善は正規以上に進展しました。今後、賃金改善以外の「総実労働時間の縮減」「仕事と生活の両立支援」「男女間賃金格差の是正」などの回答内容について情報収集と分析に努め、以降の取り組みに繋げていく必要があります。

【2016.6.1集計結果】

◎定昇込み平均賃上げ方式で、145組合が回答を引き出し、回答額（組合員数加重平均）は、4,876円、賃上げ率1.87%となった。

◎300人未満の中小労組では、98組合で回答を引き出し、回答額（組合員数加重平均）は、4,636円、賃上げ率1.98%となった。

平均賃上方式	組合数		賃上げ額	賃上げ率
	組合員数(人)			
～99人	組合 71	(1,967人)	3,753円	1.68%
100～299人	組合 27	(4,915人)	5,038円	2.10%
300人未満計	組合 98	(6,882人)	4,636円	1.98%
300人以上計	組合 47	(50,046人)	4,907円	1.85%
全体計	組合145	(56,928人)	4,876円	1.87%

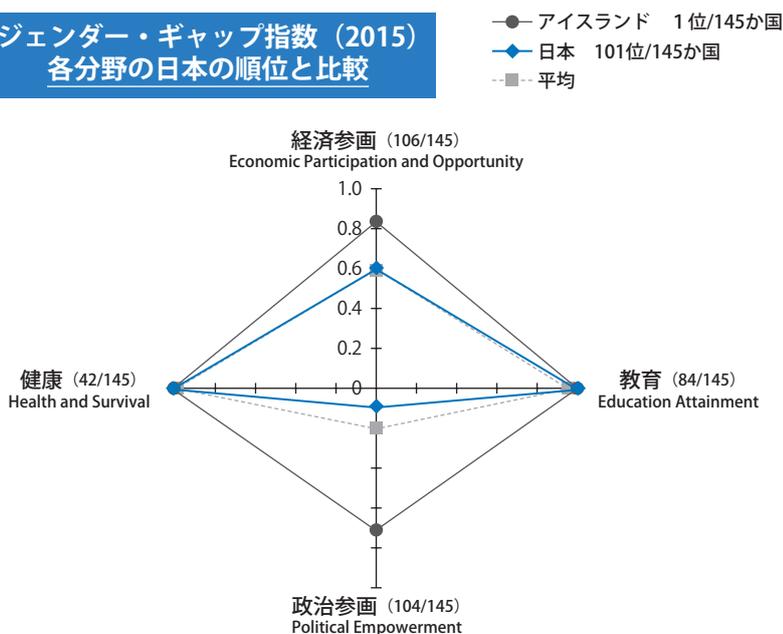


「男女平等月間」への取り組み

1985年6月1日、男女雇用機会均等法が公布されました。連合は、男女平等への取り組みを進めるために6月を「男女平等月間」と設定しています。

2015年に世界経済フォーラムで発表された日本の男女間格差を示すジェンダーギャップ指数において日本は145か国中101位と前年に比べ3つ順位が上がったものの先進国の中では最低の位置を占めています。また、女性議員参画を表す政治分野での指数は104位、管理職や賃金に格差がある経済分野では106位と日本の女性が世界的に見てかなり低い指数が出ていることが分かります。

ジェンダー・ギャップ指数（2015） 各分野の日本の順位と比較



参考「内閣府男女共同参画局」『共同参画2016年1月号』

このような背景を踏まえ、連合は、7月の参議院議員選挙を見据えた連合「第4次男女平等参画推進計画」の3つの目標を踏まえ、男女平等参画社会実現に取り組んでいます。さらに、2015年12月に「女性活躍推進法に基づく事業主行動計画策定等」についての取り組みガイドラインを作成し、労働組合の積極的な取り組みを推進しています。

このような連合本部の取り組みを受け連合福岡は、6月18日に「男女平等月間学習会」を開催することとしています。講師に、ジャーナリストの「治部れんげ」さんをお呼びして「女性が活躍し、社会が活性化するために」と題して講演を行います。今後も、連合福岡第4次計画を推進していくために、男女が共に協働できる社会の実現をめざしていきます。

ワークルールセミナー 北九州で開催

「労働問題の未然防止」を目的に、簡単なワークルールについて学ぶセミナー（地域セミナー）を年4回、福岡県内で各地域を回り開催しています。

今回は5月15日（日）に北九州市で開催。81名に参加いただきました。

内容は、クイズ企画と市川弁護士による講義の2本立て。肩肘張らず基本的なワークルールを習得できる初心者向けの内容です。

このセミナーは、構成組織の組合員にはもちろん、連合の組織に所属していない一般の方々への参加を呼び掛けています。今回も色々な広報物を使用し、結果として20名の一般参加（組合員外の参加）がありました。より多くの方々にワークルールの大切さを知ってもらうために今後も様々な企画を考えます。

次回は8月に福岡で開催予定です。詳細はホームページをご覧ください。



市川弁護士によるワークルール基礎講座
ご家族連れの姿も「大歓迎です！」

